東京工業大学リサーチリポジトリ運用指針

平成17年12月19日制定 平成19年8月2日改定 平成26年4月22日改定 平成28年6月27日改定 平成30年4月2日改定

(目的)

- 1. 東京工業大学リサーチリポジトリ (Tokyo Tech Research Repository, 以下「T2R2」という。) は, 研究・教育活動を支援し、研究の一層の振興に貢献するため、以下を目的とする。
 - (1)東京工業大学(以下「本学」という。)における研究成果情報を一元的かつ恒久的に収集・蓄積・保存し、広く国内外に無償で発信・提供する。
 - (2)新しい研究領域を創成するための基礎データを提供する。
 - (3) 適正な個別評価および組織評価の根拠データを提供する。
 - (4) 本学の計画策定・意思決定のための基礎データを提供する。

(登録対象)

- 2. T2R2の登録対象は,原則として,本学における教育・研究活動,または本学の研究者(教員,研究員,および学生等。以下「本学研究者」という。)が関与する教育・研究活動の成果とする。なお,論文・著書等の著作物については,以下の条件を満たすものとする。
 - (1)既に完成していて全文が存在する。
 - (2) 本学研究者が著者(共著者の1人である場合を含む)である。
- 3. 登録対象について、登録可能なデータは以下の2種類とする。
 - (1) メタデータ。
 - (2) 全文データ。

ただし、全文データのファイル形式はPDFファイルに限定する。なお、全文データを登録する場合、メタデータの登録は必須とする。

(登録)

- 4. 本学研究者は、自己の生産した研究成果等(他者と共同の場合も含む)をT2R2に登録することができる。その際、以下の条件を承諾するものとする。
 - (1)登録する研究成果は、公序良俗に反せず盗用・剽窃等による成果でないこと。
 - (2) 共同研究者等の複数の者で作成された研究成果の全文の公開を希望する場合,事前に当該著作物のすべての共同作成者から6. に掲げる利用の許諾を得ること。
 - (3)博士学位論文の全文については、著者である本学研究者が著作権や特許等の要件を確認したうえで、公開もしくは非公開を設定すること。
 - (4) 故意または過失により、著作権を保持していないまたは利用許諾取得未了の研究成果を登録した場合、その責任は当該研究成果の登録責任者本人が負う。
 - (5)9. に定めるとおり、登録コンテンツが削除される可能性を認める。

(公開する本学研究者情報)

5. 本学は本学研究者の研究者情報を, T2R2に登録し公開する。ただし学生については, 研究成果のみ公開し, 研究者情報は公開しない。

(登録された研究成果の利用)

- 6. 本学は、T2R2に登録された研究成果について、T2R2の利用者(以下「ユーザ」という。) に対し以下 の利用を可能にする。
 - (1)登録された研究成果に、ネットワークを通じてアクセスする。
 - (2) 登録された研究成果を一定数量ずつ閲覧する。
 - (3)登録された研究成果を検索する。
 - (4) 登録された研究成果のメタデータを抽出・出力する。
 - (5)研究成果の全文が公開されている場合、当該PDFファイルを閲覧する。
 - 二 本学は、本学研究者が自身の調査・研究・教育活動及びその成果内容の公開等に活用するため、自 身の研究成果を抽出・出力することを可能にする。
 - 三 本学は、登録された研究成果を、本学における計画策定・意思決定、評価等のために利用することができる。
 - 四 本学が必要と認める場合,本学または外部機関が構築・運営する他の学術情報提供システムに対して,登録コンテンツのメタデータおよび全文データを提供することができる。
 - 五 本学内の組織が組織単位でのデータ抽出を希望する場合,本学はデータを提供することができる。 ただし,当該作業にかかる費用は希望する組織が負担するものとする。

(ユーザの利用条件)

- 7. 本学は、登録コンテンツの利用にあたり、ユーザに対し以下の条件を遵守するよう求める。
 - (1)6. に掲げた以外の利用は行わない。
 - (2) 著作権法を遵守し、著作権法で定める著作権者の権利制限規定の範囲内での利用に限る。

特に、データの複製(プリントアウト、ダウンロード等)は、個人的利用であり、かつ調査・研究、 教育または学習を目的とする場合にのみ認める。また、第三者への再配布は有償/無償を問わず認め ない。

- この範囲を超える利用に際しては著作権者の許諾を得るものとする。
- 二 T2R2 の機能や他のユーザの利用に重大な影響を及ぼす行為を行わない。当該行為が行われた場合、本学はユーザに予告なくアクセス遮断やサービスの停止を行うことがある。

(研究成果の著作権及び利用許諾)

- 8. T2R2における著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - (1)研究成果がT2R2に登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。
 - (2)研究成果の全文の公開にあたり、本学は著作者及び著作権者を表示する。

(コンテンツの削除)

- 9. 以下の場合、本学は登録された研究成果を削除または非公開化する。
 - (1)登録者が、T2R2上から当該研究成果の削除または非公開化を希望する場合。
 - (2)4. (1)を満たさない、または内容が著しく不適切である場合。

(3) その他、登録・公開によって支障が生じると本学が判断した場合。

(免責事項)

10. 本学は、T2R2 における研究成果の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

11. この運用指針に定めるもののほか, T2R2 の運用に関し必要な事項は, オープンサイエンス推進部門で 定める。

附則

この指針は、平成17年12月19日から施行する。

附則

この指針は、平成19年8月2日から施行する。

附則

この指針は、平成26年4月22日から施行する。

附則

この指針は、平成28年6月27日から施行する。

附則

この指針は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。